

福岡県公報

平成25年7月5日
第3510号

目次

告示(第1090号-第1107号)

- 特定非営利活動法人設立の認証申請の補正 (社会活動推進課) …………… 1
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) …………… 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 都市計画の変更 (都市計画課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) …………… 7

公 告

- 第42回採石業務管理者試験の実施 (工業保安課) ……………10
- 監査委員
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) ……………10
- 公安委員会
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……………18

告 示

福岡県告示第1090号

特定非営利活動法人設立の認証申請(平成25年6月福岡県告示第976号)で公告した内容について、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第3項の規定に基づき補正の申し立てがあったので、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請年月日
平成25年5月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あの空の会
- 3 補正申立年月日
平成25年6月7日
- 4 補正内容

補正後	申請時
主たる事務所の所在地 福岡県福津市津屋崎7丁目26番1号	主たる事務所の所在地 福岡県福津市津屋崎7丁目26番2号

福岡県告示第1091号

解散した清算法人犀川東部土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
黒瀬 信敏	みやこ町犀川久富1694番地2
中野 文彦	みやこ町犀川末江806番地
林 尚	みやこ町彦徳635番地2
林 洋一	みやこ町犀川続命院290番地1
山下 峯夫	みやこ町犀川花熊1219番地
山田 政直	みやこ町犀川古川564番地2
吉田 良隆	みやこ町犀川木山1177番地14

福岡県告示第1092号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 あゆみの会
- (2) 代表者の氏名
金子 義郎
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県朝倉市甘木655番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者とその家族に対して、地域における理解を深める活動並びに障害者の社会的自立のための作業所の運営等に関する事業を行い、障害者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1093号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 まなびと八媛
- (2) 代表者の氏名
杉山 信行
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県八女市本町536番地3
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、市立図書館と協力して図書館奉仕活動や、ボランティア育成により図書館活動の支援を行い、住民のいきがづくりと豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1094号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ともしび会

(2) 代表者の氏名

谷川 老子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市鳥塚町14番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者とその家族に対する理解を深める事業並びに精神障害者の地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業などを行い、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1095号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 福岡県総合福祉協議会

(2) 代表者の氏名

松尾 和昭

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市吉田367番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者又地域住民に対して、多様な福祉サービスを創意工夫し、

総合的に提供して、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援する事業を行うとともに、広く市民に対する余暇活動支援や労働者に対する交流支援などを行うことでもって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1096号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市福岡駅東二丁目2986番3及び2986番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市福岡駅東一丁目4番13号

城野 鈴子

福岡県告示第1097号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市福岡駅東三丁目293番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市44番地3

小林 政文

福岡県告示第1098号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する

同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小 川 洋

中間都市計画道路を変更（中間都市計画道路3・4・1号犬王古月線及び3・4・5号塘ノ内砂山線の変更並びに3・6・18号中間水巻線の追加）

福岡県告示第1099号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子ども未来ネットワーク春日

(2) 代表者の氏名

白糸 林太郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市昇町3丁目105番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後等における保育が必要とされる小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与える事業を行うとともに、保護者等に対して子育てに関する支援事業などを行い、児童の健やかな育成を図るとともに、健全な地域社会の確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般国道	386号	前	朝倉市三奈木2756番1先から 朝倉市牛鶴14番1先まで	9.3 ～ 23.0	193.5
			後	朝倉市三奈木2756番1先から 朝倉市牛鶴14番1先まで	9.3 ～ 40.0	

福岡県告示第1101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	塔 瀬 十文字 線 小 郡	前	朝倉市三奈木2702番2先から 朝倉市中島田183番15先まで	4.2 ～ 13.0	776.0
			後	朝倉市三奈木2702番2先から 朝倉市中島田183番15先まで	7.6 ～ 19.2	

福岡県告示第1102号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字尾倉字小源寺3395番6、3395番8、3395番9及び3396番2から3396番4まで、大字新津字石走り1504番46、1504番74及び1504番76
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都郡苅田町大字新津1441番地42
北原 和子

福岡県告示第1103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 テックランド福岡駅前店
 - (2) 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地区画整理地区内2街区
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規

定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス鞍手店
 - (2) 所在地 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2258-2
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
歩行者及び車輛の安全の確保を十分に対策されますようお願いいたします。
当該店舗周辺の道路は通学路となっており、登下校時などに来退店車輛との交通事故等が発生しないよう、児童の安全対策に十分配慮するとともに、学校やPTAからの要望等に対して誠実な対応をお願いします。
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
適正処理を行い、リサイクルに努めていただくようお願いいたします。
 - (4) 防災・防犯対策への協力
「鞍手町安全安心まちづくり条例」第4条の規定に基づき、日常における安全の確保の取り組みをお願いします。また、安全安心まちづくりにおける町が行う施策へのご協力をお願いします。
青少年健全育成の観点から、非行防止対策を十分に実施していただくようお願いいたします。
 - (5) 騒音の発生に係る事項
駐車場内にアイドリング禁止についての看板を設置する等、来店車輛に対しても協力要請をお願いします。
 - (6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

大規模小売店舗届出書の遵守をお願いします。

福岡県告示第1105号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年6月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ダイレックス久留米国分店

(2) 所在地 福岡県久留米市国分町字但ノ牟田1327番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
ケイエル・リース&エステート株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年2月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,193平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	39

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗北東側	15

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗北西側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内西側	9.71

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地南東側及び北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

福岡県告示第1106号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市武蔵四丁目194番1及び194番9から194番31まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区平尾二丁目17-11
ディー・アンド・エイチ 株式会社
代表取締役 坂口 剛彦

福岡県告示第1107号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
北九州市
- 2 事業の種類
一級河川遠賀川水系江川改修工事（左岸・福岡県北九州市若松区大字蟹住地内から同区大字払川地内まで及び右岸・福岡県北九州市若松区大字小敷地内から同市八幡西区御開五丁目地内まで）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
（左岸）福岡県北九州市若松区大字蟹住字原牟田、字小牟田、字千貫岩、字船津及び字小島並びに大字払川字小島、字中枕崎及び字上枕崎地内
（右岸）福岡県北九州市若松区大字小敷字梶島及び字山ノ田、大字塩屋字梶島、字枕崎、字大割及び字小割並びに大字払川字下枕崎、福岡県北九州市八幡西区大字本城字枕寄、字西枕崎及び字東枕寄並びに御開五丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、福岡県北九州市八幡西区大字浅川地内から同区御開五丁目地内（浅川橋から甚五井川合流部）までの延長4,350mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川遠賀川水系江川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、土地収用法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

河川法第9条第1項の規定により、一級河川の管理は国土交通大臣が行うこととされており、また同条第2項の規定により、国土交通大臣が指定する区間の一級河川に関する管理は、都道府県知事が行うこととされている。さらに、河川法第16条の3第1項により、市町村長は、河川管理者と協議して、河川工事又は河川の維持を行うことができるものとされている。一級河川遠賀川水系江川（以下「江川」という。）は、河川法第4条第1項の規定により指定された一級河川であり、また、河川法第9条第2項の規定による指定区間の指定を受けている。さらに、本件区間について、北九州市長が河川管理者である福岡県知事と平成9年に河川法第16条の3の規定による協議をし、本件事業を開始していることが認められる。そして、北九州市長は、本件事業について平成20年に最終の協議をし、当該協議に基づき河川工事を行おうとする旨を河川法第16条の3第2項の規定により公示していることなどから、起業者である北九州市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

江川は、河川両端が洞海湾と一級河川遠賀川水系遠賀川（以下「本川」という。）河口域の響灘につながり、福岡県北九州市八幡西区と同市若松区の境を流下し、途中、曲川、宿内川、坂井川、甚五井川、新法寺川等の支川と合流し、河川のほぼ中央に位置する汐分橋から東側は同市八幡西区内及び若松区内で洞海湾に注ぎ、西側は本川の河口付近約1kmの福岡県遠賀郡芦屋町内で本川に合流する、流路延長8.80km、流域面積30.33平方キロメートルで、河床勾配が水平に近く、全区間で潮位の影響を受ける感潮河川である。

江川流域は、北九州市の近郊住宅地区として近年急激な都市化が進み、流域内の市街化は著しいものがあり、流域の一部である北九州市若松区内の小敷・塩屋地区及び同市八幡西区内の本城地区は、現在、北九州市が大規模開発事業として取り組む北九州学術研究都市整備事業のうち第2期事業区域として、北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業（以下「学研都市事業」という。）が進行中である。学研都市事業は、江川に隣接し、北九州市若松区西部及び八幡西区北西部にまたがる学研都市事業区域内の約135haを整備し、大学及び研究施設だけではなく、計画人口約5,000人の住宅地等を配置するものであり、その施行区域は、地域産業の高度化や人材育成に貢献する新たな大学や研究機関等の集積地帯と生活拠点地区の整備を一体的に進める北九州市の社会・経済上重要な地域である。

江川は、昭和46年から55年にかけて、福岡県が鉅害復旧事業として計画高水流量60m³/秒、確率規模1/20年の改修工事を計画し、実施したところであるが、現在では、護岸の老朽化が著しい状態にあり、また、洞海湾側の河口付近では90m程度の川幅があるものの、柴橋付近では河口付近の半分程度に川幅が急縮し、江川大橋から甚五井川合流点間では約20m、甚五井川合流点から坂井合流点間では15mから16m程度及び坂井川合流点より上流区間では12mから13m程度と川幅が狭小であり、流下能力が不足していることから、たびたび浸水被害が発生している。近年では、平成11年6月の梅雨前線による豪雨により、川幅が狭小で、河川断面が不足している北九州市若松区弘川地内の弘川橋付近の未整備区間において、計画高水位を超え、溢水し、家屋、道路及び水田が81.0haにわたり浸水し、床下浸水家屋20戸におよぶ被害が発生している。また、平成22年7月の梅雨前

線による豪雨により、同市若松区高須南地内の浅川橋付近で溢水し、道路浸水の被害が発生している。さらに、市域内の市街化に伴い、洪水到達時間の短縮、流出係数の増加等により、流出量が大きくなり、学研都市事業の進捗に伴い、その流末河川である江川の浸水危険度は、さらに増加することが予想される。

江川の治水対策は、洞海湾側の基準地点奥洞海湾橋において、計画高水流量170m³/秒、確率規模1/50年とする「江川改良工事全体計画」（以下「江川改良計画」という。）が平成9年2月に福岡県において策定され、江川改良計画に基づき、江川のほぼ中央に位置する汐分橋付近としていた分水嶺を浅川橋付近に変更し、本川側流域の約半数を洞海湾側へ変更することに伴い、洞海湾側流域の計画高水流量に対して河積が不足する箇所への河道拡幅及び河床掘削による流下断面の確保並びに護岸整備が福岡県及び北九州市において順次実施されているところである。

なお、江川改良計画において実施される流域変更で、本川側の曲川合流地点下流部の計画高水流量は160m³/秒となるが、これは、昭和41年6月に当初決定され、昭和63年3月に改定された「遠賀川水系工事実施基本計画」とも整合している。

本件事業は、水害の危険性が極めて高い本件区間について、河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、浸水被害の軽減に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施を義務付けされた事業には該当しないが、平成18年度に河川管理者である福岡県が実施した環境調査等を検証しており、その結果によると、本件区間及びその周辺の土地において生息・生育する希少な動物・植物については、シマヘナリガイ等軟体動物6種、ベンケイガニ等節足動物4種、トビハゼ魚類1種、ハヤブサ等鳥類4種及びコギシギシ等植物5種が確認されている。これらの希少種の

生息環境はヨシ原であるものが多いため、洞海湾河口から弘川橋間の区域においては、感潮河川である特徴を活かし、潮の干潮を利用して高水敷でヨシ等の植生を保全し、弘川橋から高須橋間の区域においては、低水路を石張りによる緩傾斜とし、自然石の間に土砂の堆積を促すことで、ヨシ等の植生を保全する計画であり、ヨシ群落に依存して生活している希少種の生育環境を保全するという「江川全体計画書（環境整備編）」の整備計画で補完されるため、動物・植物に与える影響は軽微であると予測される。さらに、起業者は、今後も動物・植物に関するモニタリング調査を実施し、自然環境への影響に対して配慮していくこととしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、歴史文化資源として、豊臣秀吉が水飲み場として立ち寄ったといわれる井戸「太閤水」が存在しており、江川改良計画において、保存し、整備することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、河積が狭小であることから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、河積を広げ、流下能力を向上させることを目的として、河道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、福岡県が広域基幹改修事業として施行する区間を含め、江川改良計画に基づく改良区間において、福岡県が平成9年4月に河川法第79条第1項により認可を得ている。その江川改良計画において、河道改修案（以下「申請案」という。）、河道改修案と調整池案の複合案、河道改修案と遊水池案の複合案、河道改修案、調整池案及び遊水池案の複合案の4案の検討が行われており、さらに、起業者において、申請案、河道改修案と遊水池案の複合案、河道改修案とバイパス案の複合案及びダム案の4案の検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、調整池、遊水池を用いた場合の洪水調整効果が小さいこと、申請案が最も事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められ

る。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高いこと、学研都市事業の完成後は、その施行区域から、短時間で河川に流入する雨水の量が増加することが予想されること等から、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

以上により、北九州市から申請のあった一級河川遠賀川水系江川改修工事（左岸・福岡県北九州市若松区大字蚤住地内から同区大字弘川地内まで及び右岸・福岡県北九州市若松区大字小敷地内から同市八幡西区御開五丁目地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

北九州市若松区役所（総務企画課）

北九州市八幡西区役所（総務企画課）

公告

第42回採石業務管理者試験を次のように実施する。

平成25年7月5日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

イ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成25年10月11日（金曜日） 午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 履歴書1部

(イ) 受験票1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手（2部まで。3部は200円、4～5部は240円）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成25年8月5日（月曜日）から同年9月13日（金曜日）までの土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成25年9月13日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成25年10月末までに発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

監査委員

監査公表第8号

「イベントの実施状況について」実施した行政監査結果の報告（平成24年2月21日23監総第809号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年7月5日

福岡県監査委員	小串 正伸
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	田中 正勝

25 行経第 248 号
平成 25 年 5 月 28 日

福岡県監査委員 小串 正伸 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 行正 晴實 殿
同 浦田 憲一 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 24 年 2 月 21 日 23 監総第 809 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

監査の結果	講じた措置の内容
No.1 福岡県戦時資料展 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	平成 25 年度以降については、目標・指標を設定する方向で検討する。 (総務部)
No.6 第 3 回ふるさと町村フェア 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	成果指標として、参加団体数を 24 団体と設定した。 (企画・地域振興部)
No.7 ふくおか地域づくりフォーラム 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	成果指標として、参加者数を 100 と設定した。 (企画・地域振興部)
No.9 おんが・なかま魅力発信フェスタ 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	成果指標として、全 5 市町のそれぞれの団体が出店することを設定した。 (企画・地域振興部)
No.19 遠賀川交流会 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	成果指標として、参加団体数を 30 団体と設定した。 (企画・地域振興部)
No.20 筑豊フェア 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	成果指標として、参加団体数を 30 団体と設定した。 (企画・地域振興部)
No.22 京築フェスタ 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	成果指標として、全 7 市町のそれぞれの団体が出店することを設定した。 (企画・地域振興部)
No.30 第 40 回青年のつどい 参加予定者と参加者数の乖離が著しく、効果あるいは内容や周知方法の検討を行う必要がある。	事業内容の見直しとして、グループ討議の前に、討議議題に係る現地研修を盛り込むなど、内容の充実を図った結果、参加者数が 13 人から 16 人に増加した。今後も引き続き、事業内容の充実に向けて、検討する。 (企画・地域振興部)
No.31 政治学級活性化研究会 参加予定者と参加者数の乖離が著しく、効果あるいは内容や周知方法の検討を行う必要がある。	事業内容の見直しとして、グループ討議の前に、討議議題に係る現地研修を盛り込むなど、内容の充実を図った結果、参加者数が 25 人から 32 人に増加した。今後も引き続き、事業内容の充実に向けて、検討する。 (企画・地域振興部)

監査の結果	講じた措置の内容
No.45 第 9 回福岡県男女共同参画表彰式 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	会場収容人数の約 8 割を集客目標とする。 (新社会推進部)
No.46 第 2 7 回福岡県女性研修の翼地区報告会 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	各地区会場収容人数約 8 割を集客目標とする。 (新社会推進部)
No.47 春の中央交通安全フェア 2010 必要に応じて、参加者の意見収集（アンケート調査や聞き取り調査等）に努めることが重要である。	各参加団体に進行運営等について意見収集を行うこととする。 (新社会推進部)
No.48 秋の交通安全 2010 in 北九州 必要に応じて、参加者の意見収集（アンケート調査や聞き取り調査等）に努めることが重要である。	各参加団体に進行運営等について意見収集を行うこととする。 (新社会推進部)
No.49 第 2 6 回福岡県交通安全県民大会 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。 必要に応じて、参加者の意見収集（アンケート調査や聞き取り調査等）に努めることが重要である。	集客目標を会場収容人数の約 8 割とし、各参加団体に進行運営等について意見収集を行うこととする。 (新社会推進部)
No.50 福岡県防犯リーダー養成講座 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	年間 2 0 0 名程度（1 回当たり 5 0 名）を集客目標とする。 (新社会推進部)
No.51 安全安心まちづくり県民の集いふくおか 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	会場収容人数の約 8 割を集客目標とする。 (新社会推進部)
No.52 暴力団追放！地域決起会議 必要に応じて、参加者の意見収集（アンケート調査や聞き取り調査等）に努めることが重要である。	各参加者に、会議についてのアンケートを実施することとする。 (新社会推進部)
No.57 行政職員のための男女共同参画セミナー 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	出席者の 8 割以上に男女共同参画についての理解度を向上させることとする。 (新社会推進部)
No.60 DV 被害者サポーター養成講座 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	出席者の 8 割以上に DV の現状・課題・防止に係る理解度を向上させることを目標とする。 (H 2 4 年度より「DV 防止及び被害者支援セミナー」に変更) (新社会推進部)
No.62 キャリア教育講座 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	二校以上の大学と連携して実施、出席学生等の 8 割以上に男女共同参画についての理解度を向上させることとする。 (新社会推進部)
No.64 あすばる出前講座 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	三市町村以上で実施し、集客目標を 6 0 0 人以上とする。 (新社会推進部)
No.65 あすばる男女共同参画フォーラム 2010 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	集客目標を 5, 0 0 0 人以上とし、男性参加割合を 2 割以上とする。 (新社会推進部)

監査の結果	講じた措置の内容
<p>No.72 食と健康推進フォーラム 実行委員会の事務局が県にあるもので、財務・会計に関する事項を明文化していないものは、今後整備していくことが望まれる。</p>	<p>実行委員会事務局規程等において、会計及び財務に関する事項を明文化した。 (保健医療介護部)</p>
<p>No.80 第 4 4 回福岡県献血運動推進大会 実行委員会の事務局が県にあるもので、財務・会計に関する事項を明文化していないものは、今後整備していくことが望まれる。</p>	<p>実行委員会事務局規程等において、会計及び財務に関する事項を明文化した。 (保健医療介護部)</p>
<p>No.159 福岡県植樹祭 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。 必要に応じて、参加者の意見収集(アンケート調査や聞き取り調査等)に努めることが重要である。</p>	<p>平成 2 5 年度以降については、目標・指標を設定する方向で検討する。 イベント参加者に対して、アンケート調査を行う方向で検討する。 (農林水産部)</p>
<p>No.160 第 2 3 回グリーンフェスティバル 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。 必要に応じて、参加者の意見収集(アンケート調査や聞き取り調査等)に努めることが重要である。</p>	<p>平成 2 5 年度以降については、目標・指標を設定する方向で検討する。 イベント参加者に対して、アンケート調査を実施した。 (農林水産部)</p>
<p>No.162 ウッドフェスタ 2010 福岡 必要に応じて、参加者の意見収集(アンケート調査や聞き取り調査等)に努めることが重要である。 実行委員会の事務局が県にあるもので、財務・会計に関する事項を明文化していないものは、今後整備していくことが望まれる。</p>	<p>平成 2 4 年 1 0 月開催の「ウッドフェスタ 2010 福岡」でアンケート調査を行い、イベントの効果を評価した。 平成 2 4 年 6 月 1 日に会計処理規程を制定した。 (農林水産部)</p>
<p>No.163 九州北部三県みんなの森林づくり 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。 必要に応じて、参加者の意見収集(アンケート調査や聞き取り調査等)に努めることが重要である。</p>	<p>イベントの効果を検証するため、意識の向上を指標として設定する。 イベントの参加者に対して、アンケート調査を実施した。(平成 2 4 年 1 0 月開催) (農林水産部)</p>
<p>No.164 おめで鯛まつり 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。</p>	<p>近隣の小学校、公民館、系統団体等を通じて広報を行い、できるだけ多くの県民に会場してもらえよう努める。そのため、数値目標として来場者数を設定したい。 (農林水産部)</p>
<p>No.166 ふくおか水辺の安全講座 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。</p>	<p>イベント等への参加団体、参加者の具体的な数値目標を出来るだけ設定するように努めることとした。 (県土整備部)</p>
<p>No.167 第 7 回ふくもり水もり自慢! (筑後大会) 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。</p>	<p>イベント等への参加団体、参加者の具体的な数値目標を出来るだけ設定するように努めることとした。 (県土整備部)</p>

監査の結果	講じた措置の内容
<p>No.168 第 6 回ふくおか川の大掃除 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。</p>	<p>イベント等への参加団体、参加者の具体的な数値目標を出来るだけ設定するように努めることとした。 (県土整備部)</p>
<p>No.169 第 34 回「水の日」及び「水の週間」 節水 P R 街頭キャンペーン 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。 必要に応じて、参加者の意見収集（アンケート調査や聞き取り調査等）に努めることが重要である。</p>	<p>イベント等への参加団体、参加者の具体的な数値目標を出来るだけ設定するように努めることとした。 今後イベント等を実施する際には、必要に応じて来場者等へのアンケート実施に努めることとした。 また、街頭キャンペーンについては、合同で実施している関係機関と意見交換を行い、効果的なキャンペーンとなるよう努めることとした。 (県土整備部)</p>
<p>No.172 第 2 6 回福岡県ひとにやさしいまちづくり講演会 参加予定者と参加者数の乖離が著しく、効果あるいは内容や周知方法の検討を行う必要がある。</p>	<p>講演会の効果の検証を行った。（検証結果は以下のとおり。）なお、当講演会は H 2 2 年度をもって終了した。 【検証結果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当講演会は、当初予定よりかなり参加者が少なかったが、まちづくりに携わる建築関係の技術者の参加があり、アンケート調査においては先進事例の紹介等非常に参考になった旨の意見が多く寄せられたことから、一定の効果があったものと思われる。 ・ また、周知方法については、県広報、ホームページ及びマスコミ等を活用し周知したところであるが、この講演会が H 2 2 年度で終了したこともあり、今後このような講演会を実施する際には、市町村や関係団体への働きかけを行うこととしたい。 (建築都市部)</p>

24 教財第 4 3 6 号
平成 2 5 年 1 月 1 7 日

福岡県監査委員 小串 正伸 殿
同 進谷 庸助 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 浦田 憲一 殿

福岡県教育委員会

監査結果に係る措置について（通知）

平成 2 4 年 2 月 2 1 日 2 3 監総第 8 0 9 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

監査の結果	講じた措置の内容
(No178) 第 57 回日本伝統工芸展福岡展 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	平成 2 4 年度事業の実施計画から、目標入場者数・展示予定数を設定した。
(No178) 第 57 回日本伝統工芸展福岡展 実行委員会の事務局が県にあるもので、財務・会計に関する事項を明文化していないものは、今後整備していくことが望まれる。	平成 2 4 年度から、実行委員会において会計に関する事項を規約に追加した。
(No179)福岡地区教育力向上福岡県民フォーラム 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	福岡地区教育力向上県民フォーラムに関する数値目標を設定し、達成状況を確認することにより、事業効果の検証を行うとともに今後の事業内容の充実・改善に努める。
(No191)子ども読書の日フェスティバル (No192)第 44 回福岡県地方史研究協議大会 (No193)音声訳（録音図書制作）講座 (No194)楽しく学べる図書館ミニ講座 (No195)国民読書年記念事業「読書まつり」 (No196)郷土史講座 出来るだけ具体的な数値目標・指標を設定することが望ましい。	今後は、事業計画を立てる際に、イベントの趣旨・目的に応じて数値目標・指標を設定する。
(No191)子ども読書の日フェスティバル (No192)第 44 回福岡県地方史研究協議大会 必要に応じて、参加者の意見収集（アンケート調査や聞き取り調査等）に努めることが重要である。	今後は、イベントの趣旨・目的に応じてアンケート調査や聞き取り調査等を行うように努める。
(No195) 国民読書年記念事業「読書まつり」 実行委員会の事務局が県にあるもので、財務・会計に関する事項を明文化していないものは、今後整備していくことが望まれる。	今後、同様のイベントを行う場合には、財務・会計に関する事項を明文化する。

監査の結果	講じた措置の内容
<p>(No199) 九州歴史資料館開館記念プレイベント記念講演会「展望・大宰府研究－蔵司跡の調査から－」</p> <p>(No200) 九州歴史資料館開館記念シンポジウム「大宰府と西街道－古代の役所と人々の暮らし」</p> <p>(No201) 九州歴史資料館開館記念特別展講座 必要に応じて、参加者の意見収集（アンケート調査や聞き取り調査等）に努めることが重要である。</p>	<p>本事業は、九州歴史資料館開館記念事業として、九州歴史資料館の移転開館及び特別展示の広報を目的に行ったものであり、今後継続して実施するものでないため、アンケートを実施しなかったが、毎年継続して実施する講座等についてはこれまでもアンケートを実施し、その評価や意見などを参考として事業の見直しを行ってきている。今後は、単発の記念事業であっても、広報普及全体の事業改善に向けて、参加者へのアンケート調査を実施していく予定である。</p>

公安委員会

福岡県公安委員会告示第174号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成25年7月5日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成25年9月5日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成25年9月12日（木） 9：00～17：00（原則）			
平成25年9月19日（木） 9：00～17：00（原則）			

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成25年9月5日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル射撃	15名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。